

一般会計に関する注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価

イ 昭和60年度以後に取得したもの

・取得原価が判明しているもの……………取得原価

・取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有形固定資産等の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

・建物 15年～50年

・工作物 10年

・物品 4年～10年

(3) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

該当なし

② 退職手当引当金

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従っています。

③ 損失補償等引当金

該当なし

④ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(4) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（3か月以内の短期投資）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(5) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品の計上基準

取得価格又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

2 重要な会計方針の変更等

- (1) 会計方針の変更
- (2) 表示方法の変更
- (3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

上記(1)～(3)に関して該当なし

3 重要な後発事象

- (1) 主要な業務の改廃
- (2) 組織・機構の大幅な変更
- (3) 地方財政制度の大幅な改正
- (4) 重大な火災等の発生

上記(1)～(4)に関して該当なし

4 偶発債務

- (1) 係争中の訴訟等

該当なし

5 追加情報

- (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられており、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

- (2) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分(不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。